

## 議案第8号 港区立札の辻スクエア駐車場条例の制定について

令和4年4月1日に港区立札の辻スクエア駐車場を公の施設として設置するに当たり、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定します。

### 1 条例（案）の概要

#### (1) 目的（第1条）

この条例は、札の辻スクエア（港区立産業振興センター、港区立三田図書館等の施設により構成される複合施設をいいます。）を利用する者の利便に資するとともに、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場として道路交通安全かつ円滑な利用を図るため、港区立札の辻スクエア駐車場（以下「駐車場」といいます。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

#### (2) 名称及び位置（第2条）

- ア 名称 港区立札の辻スクエア駐車場
- イ 位置 港区芝五丁目36番4号

#### (3) 利用時間等（第3条）

- ア 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとします。
- イ アの利用時間内において、自動車を入車させ、又は出車させることができる時間は、区規則で定めます。  
(入車・出車させることができる時間（予定）)
  - ・月曜日から土曜日まで 午前8時から午後10時まで
  - ・日曜日 午前8時30分から午後5時30分まで※ただし、12月31日及び1月1日を除く

#### (4) 駐車場を利用できる自動車（第4条）

駐車場を利用できる自動車は、別表のとおりとします。

#### (5) 利用の承認（第5条）

- ア 駐車場を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければなりません。
- イ 区長は、アの承認に当たり、必要な条件を付することができることとします。

#### (6) 利用の不承認（第6条）

区長は、次のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を承認しません。

- ア 自動車が（４）に規定する駐車場を利用できる自動車でないとき。
- イ 駐車場の利用台数が収容台数を超えるとき。
- ウ 駐車場の管理上支障があると認めるとき。

#### （７）使用料等（第７条）

- ア 駐車場の使用料（以下「使用料」といいます。）は、利用時間３０分につき３００円を超えない範囲内において、区規則で定めます。
- イ 区長は、アの使用料について、利用券を発行することができることとします。
- ウ イの利用券の種類、発行額その他必要な事項は、区規則で定めます。

#### （８）使用料の支払時期（第８条）

使用料は、自動車を出車させるときに支払わなければなりません。ただし、利用券に係る使用料については、利用券の交付を受けるときに支払わなければなりません。

#### （９）使用料の減免（第９条）

区長は、区規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができることとします。

#### （１０）使用料の不徴収（第１０条）

区長は、次に掲げる自動車を駐車させる場合は、使用料を徴収しないこととします。

- ア 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項に規定する緊急自動車
- イ そのほか、区長が特に必要があると認める自動車

#### （１１）使用料の不還付（第１１条）

既に納めた使用料は還付しないこととします。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができることとします。

#### （１２）駐車日数の制限（第１２条）

駐車場を利用する者（以下「利用者」といいます。）は、区長が特に必要があると認める場合のほか、同一の自動車を引き続き７日を超えて駐車させてはなりません。

#### （１３）利用の休止（第１３条）

区長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一

部の利用を休止することができることとします。

#### (14) 禁止事項 (第14条)

利用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- ア 他の利用者の利用の妨げること。
- イ 駐車場の施設又は駐車中の他の自動車を汚損し、又は毀損すること。
- ウ 駐車場を自動車の駐車以外の目的に使用すること。
- エ そのほか、区長が駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認める行為

#### (15) 利用承認の取消し等 (第15条)

区長は、次のいずれかに該当するときは、駐車場の利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができることとします。

- ア 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- イ 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- ウ この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- エ 災害その他の事故により、駐車場の利用ができなくなったとき。
- オ 工事その他の理由により、区長が必要と認めるとき。

#### (16) 駐車中の自動車に対する措置 (第16条)

区長は、駐車場に次のいずれかに該当する自動車があるときは、区規則で定めるところにより当該自動車の引取りの請求その他必要な措置を講ずることができることとします。

- ア 利用の承認を受けていない自動車
- イ 利用の承認を取り消され、又は利用を停止された自動車
- ウ そのほか、区長が駐車場の管理上支障があると認める自動車

#### (17) 損害賠償の義務 (第17条)

利用者は、駐車場の施設に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければなりません。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができることとします。

#### (18) 区の免責事項 (第18条)

区は、駐車場において災害、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害については、賠償の責めを負わないものとします。

#### (19) 割増金 (第19条)

区長は、利用者が偽りその他不正の行為により使用料の支払を免れた場合

は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができることとします。

(20) 委任 (第20条)

この条例の施行について必要な事項は、区規則で定めます。

(21) 付則

この条例は、区規則で定める日から施行します。

(22) 別表 (第4条関係)

区分	利用できる自動車
機械式 (1)	全長5.30メートル以下、全幅1.90メートル以下、全高1.55メートル以下及び重量2.30トン以下である普通自動車
機械式 (2)	全長5.30メートル以下、全幅1.90メートル以下、全高2.05メートル以下及び重量2.30トン以下である普通自動車

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいいます。
- 2 自動車の積載物及び付属物は、自動車の一部とみなします。

2 今後のスケジュール (予定)

令和4年 4月 1日 港区立札の辻スクエア駐車場開場